

議長／おはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 77 号議案から第 87 議案までの 11 議案及び報告第 14 号、第 15 号の 2 件を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1 第 61 号議案 武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 61 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 2 第 62 号議案 武雄市職員の再任用に関する条例及び武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 62 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 3 第 63 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 63 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 4 第 64 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

第 64 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第65号議案 武雄市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第65号議案に対する質疑を開始いたします。

16番 宮本議員

宮本議員／手数料条例の改定、主な部分と言うんですか。

というのは、マイナンバーの再発行カードのことということだと思いますけれども、その再発行が具体的に、なくしたナンバーが新たにつくればナンバーが変わるのか、ですね。

ナンバーはそのままなのかと。

そのままでは、写真なしのカードは、ずっと盗まれていますので、その辺の新しい再発行というのは、どういうふうにあるのか。

それも何枚も再発行できるのか。

それについてお尋ねします。

議長／大宅くらし部理事

大宅くらし部理事／おはようございます。

お答え申し上げます。

作り直しても、マイナンバーの番号につきましては変わりません。

基本的には変わりませんが、マイナンバーが漏洩して、不正に用いられる恐れがあると認められる場合に限り、本人の申請、または市町村長の職権により変更することができるという回答が国から来ております。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／基本的には同じということですね。

変更もできると。

変更したときに、その社会保険番号を変えたり、そういうのは行政のほうでやっていただけるのか、個人が各機関にずっとしなくてはいけないのか、その辺はいかがでしょうか。

議長／大宅くらし部理事

大宅くらし部理事／お答えいたします。

そういったケース事態、具体的には国のほうから示されておきませんので、検査があった場合は、協議を、国あるいは県と協議をしながら対応していくのだらうと思ひます。

議長／ほかに質疑ございせんか。

質疑をとどめす。

第 65 号議案は、福祉常任委員会に付託をいたしす。

日程第 6 第 66 号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたしす。

第 66 号議案に対する質疑を開始いたしす。

質疑ございせんか。

>なし

質疑をとどめす。

本案は、総務文教常任委員会に付託をいたしす。

日程第 7 第 67 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたしす。

第 67 号議案に対する質疑を開始いたしす。

>なし

質疑をとどめす。

本案は、建設常任委員会に付託をいたしす。

日程第 8 第 68 号議案 武雄市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたしす。

第 68 号議案に対する質疑を開始いたしす。

議長／16 番 宮本議員

宮本議員／空き家条例によって進むと思ひすけども、国の法律が決まったということで、もともと、武雄市の条例にあった代執行ですね、変わる***。

代執行のところは除外されているわけですよ。

その理由は、国に法律ができたからということですけども、実際、今までにやっていたのは国に法律ができたから、それに準じた条例をつくって、そして基本をつくって、そして実際に適用するのが普通だったと思ひすけども、もともと条例が***国に法律ができたからというのを除いたら、具体的に武雄市で、いくらかけて、どういふふうにしてい

くかってわからなくなるんじゃないかなと。
だからその条例を減らす必要はなくて、僕はそれに付け加えないといけないと思いますが、この辺についてをお聞きします。

議長／北川総務部長

北川総務部長／おはようございます。
この指導、助言等の措置につきましては、特措法で規定をしてございます。
市の条例で規制をすれば二重規制となり、これは不合理ということになりますので、この分については特に問題ないというふうに考えております。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／国のほうで法律ができていますよ。
市民に適応するためには市の条例***、規則はいりますよね。
条例がなくなれば、規則もなくなるんじゃないかな。

議長／北川総務部長

北川総務部長／代執行等の事務処理等につきましては、武雄市空き家等の関連に関する条例の施行規則により改正をして対応をするつもりでございます。

議長／質疑をとどめます。
本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。
日程第9 第69号議案 武雄市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。
第69号議案に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。
本案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。
日程第10 第70号議案 平成26年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。
第70号議案に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 11 第 71 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 2 回)についてを議題といたします。

第 71 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 12 第 72 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算(第 1 回)についてを議題といたします。

第 72 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

16 番 宮本議員

宮本議員／下水道の支出のところの省エネ技術の導入というのは、どういったことなんですか。

議長／笠原上下水道部長

笠原上下水道部長／おはようございます。

省エネ関係でございますけれども、今下水処理場で曝気とかやっておりますけれども、その曝気の方法とか何とか、それによって省エネができるということで、今土地改良連合会のほうで検討されておりますので、それをお願いしてあります。

議長／質疑をとどめます。

本案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 第 73 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第 3 回)についてを議題といたします。

第 73 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第14 第74号議案 平成27年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第1回)についてを議題といたします。

第74号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第15 第75号議案 平成26年度武雄市水道事業会計決算認定について及び日程第16 第76号議案 平成26年度武雄市工業用水道事業会計決算認定についての以上2議案を一括議題といたします。

第75号及び第76号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第75号議案及び第76号議案は、10人の委員をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、第75号議案及び第76号議案は、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました、特別会計等決算審査特別委員会の特別委員の選任につきまして

は、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、2番 猪村議員、7番 池田議員、9番 石橋議員、13番 吉川議員、14番 山崎議員、15番 末藤議員、17番 吉原議員、20番 牟田議員、21番 松尾初秋議員、24番 谷口議員の以上10名を、特別委員に指名いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

>異議なし

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名を、特別会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第17 第77号議案 財産の処分についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

千賀営業部理事

千賀営業部理事／おはようございます。

第77号議案 財産の処分について、補足説明を申し上げます。

議案書その2の1ページでございます。

この議案につきましては、武雄北方インター工業団地の用地を日本ハードメタル株式会社に売却するもので、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会に議決をお願いするものでございます。

日本ハードメタル株式会社とは、9月11日に土地売買仮契約書を締結しております。

処分の内容ですが、1、処分する財産は土地4筆で、合計面積は2万4064平方メートルとなっております。

2、処分の価格は3億1373万6900円です。

処分の相手方は、神奈川県***町の日本ハードメタル株式会社でございます。

なお、今回の売却により、武雄北方インター工業団地は完売となります。

議案資料の1ページに1図、2ページから7ページにかけて、土地売買仮契約書の写しを添付しておりますので、御参照ください。

なお、日本ハードメタル株式会社におかれましては、用地取得後、来年1月に工場建設に着手され、来年10月に創業開始を予定されていると聞き及んでおります。

以上で、第77号議案 財産の処分について、補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長／第77号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 18 第 78 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 3 回)についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

中野企画財政部長

中野企画財政部長／おはようございます。

第 78 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算(第 3 回)について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをご覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に 9980 万円を追加し、補正後の総額を 245 億 7614 万 5000 円とするものでございます。

第 2 条で地方債の補正をお願いいたしております。

地方債の補正につきましては、予算書 4 ページのとおり、本年 8 月 12 日から 13 日の豪雨による災害の復旧のために地方債をおこすものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

予算説明書(?)の(5)ページをご覧ください。

2 款総務費、2 項企画費、2 目地域振興費では、佐賀県段階チャレンジ交付金の追加交付に伴い、まちづくり団体等への補助金等をお願いいたしております。

また 11 款災害復旧費では、8 月 12 日から 13 日にかけての豪雨災害による被害に対し、早急に対応するため***の経費をお願いいたしております。

なお、別件(?)で補正予算参考資料を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

これらの歳出を賄う財源といたしまして、(3)ページに書かれておりますとおり、分担金県支出金市債(?)を計上いたしております。

このほか新工業団地整備事業特別会計からの繰入金などを計上いたしております。

以上、補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長／第 78 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 19 第 79 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第 1 回)についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

千賀営業部理事

千賀営業部理事／第 79 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第 1 回)について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページでございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 1373 万 7000 円を追加し、補正後の総額を 3 億 2983 万 2000 円とするものでございます。

次に、補正予算説明書の(3)ページをご覧ください。

4 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目不動産売払収入として、第 77 号議案 財産の処分に伴う日本ハードメタル株式会社からの土地売払収入 3 億 1373 万 7000 円を計上しております。

次に歳出でございますが、(4)ページをご覧ください。

2 款交際費(?)、1 項交際費(?)、2 目元金については、日本ハードメタルからの売払収入をもって、起債(?)の残額 2 億 7962 万 4066 円の全てを繰上償還するものでございます。

1 款事業費、1 項事業費、1 目新工業団地整備事業費の 23 節県支出金返還金、28 節一般会計繰出金について、おのおの 1705 万 6000 円をお願いしております。

これについては、土地売払収入から起債(?)の繰上償還額を控除した金額 3411 万 2000 円を県と市で折半し、現在まで起債利子支払等の財源として負担してきた県及び一般会計に対して返還、または繰り出しをするものでございます。

以上で、第 79 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第 1 回)についての補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 79 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

本案は、産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 20 第 80 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計決算認定についてから、日程第 27 第 87 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの、以上 8 議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

村山会計管理者

村山会計管理者／おはようございます。

第 80 号議案から第 87 号議案までの決算認定 8 議案について、説明申し上げます。

平成 26 年度武雄市歳入歳出決算書の 1 ページ、2 ページに記載の歳入歳出決算総括表により、一般会計から順に各会計の概要をご説明いたします。

最初に、一般会計でございますが、歳入につきましては、調停額に対する収入済み額の割合であります収納率は 95.8%となっております。

不納欠損の主なものは市税で、収入未済の主なものは市税のほか、事業の繰越にかかる国、県の支出金などがございます。

歳出につきましては予算執行率が 88.1%、翌年度繰越額が 9.4%となっております。

次に、国民健康保険特別会計でございますが、右端の歳入歳出差引額に記載のとおり、歳入不足が生じたので、地方自治法施工例第 166 条の 2 の規定にもとづき、平成 27 年度の歳入から繰り上げ充用で対応しております。

後期高齢者医療特別会計は、収納率 99.5%、不納欠損と収入未済はともに保険料でございます。

下水道事業特別会計は、26 年度から農業集落排水事業、公共下水道事業、戸別浄化槽事業の 3 つの特別会計を統合したもので、収納率 99.3%、不納欠損と収入未済は使用料負担金、分担金でございます。

予算執行率は 97.8%で、公共下水道事業の翌年度繰越がございます。

続きまして、土地区画整理事業特別会計でございますが、翌年度への事業繰越にともない、国、県支出金が収入未済であり、予算の執行率は 77.4%となっております。

競輪事業特別会計では、予算の執行率は 94.7%、施設改修関連で翌年度繰り越しがございます。

給湯事業特別会計につきましては、基金から繰り入れを行い、給湯管布設工事費などを支出しました。

予算の執行率は 76.5%でございます。

新工業団地整備事業特別会計は、土地売却収入を財源として事業債の繰上償還をしており、予算の執行率は 99.4%となっております。

次のページ、3 ページから 38 ページまでが、各会計の歳入歳出決算書でございます。

39 ページからは事項別明細書を、315 ページ以降に実質収支に関する調書、財産に関する調書などを掲載しております。

また平成 26 年度使用施策の(?)成果及び予算執行の実績に関する報告書も別冊にて提出しておりますので、あわせて御参照いただければと思います。

以上で、平成 26 年度武雄市一般会計及び特別会計の決算についての概要説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長／これより、質疑を開始いたします。

質疑は、区分して行います。

まず、第 80 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計決算認定に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

次に、第 81 号議案から第 87 号議案までの以上 7 議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 80 号議案については、11 人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

>異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、第 80 号議案については、一般会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました、一般会計決算審査特別委員会の特別委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、1 番 豊村議員、3 番 朝長議員、4 番 山口 等議員、6 番 松尾陽輔議員、8 番 石丸議員、10 番 上田議員、11 番 山口裕子議員、16 番 宮本議員、18 番 山口昌宏議員、19 番 川原議員、23 番 江原議員の

以上 11 名を、特別委員に指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 11 名を、一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。

第 81 号議案から第 87 号議案までの以上 7 議案については、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

> 異議なし

ご異議なしと認めます。

よって、以上の 7 議案は、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ここで、ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会、並びに特別会計等決算審査特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

* 休憩中(10:27) *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会における正副委員長の互選結果の報告を受けましたので、ご報告をいたします。

一般会計決算審査特別委員会の委員長に 10 番 上田議員、副委員長に 4 番 山口等議員、特別会計等決算審査特別委員会の委員長に 9 番 石橋議員、副委員長に 15 番 末藤議員、以上のおりでございます。

よろしく願いいたします。

日程第 28 報告第 12 号 専決処分の報告について、及び日程第 29 報告第 13 号 専決処分の報告についての 2 件を一括議題といたします。

報告第 12 号及び報告第 13 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

報告第 12 号及び報告第 13 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 30 報告第 14 号 平成 26 年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告についてを

議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

中野企画財政部長

中野企画財政部長／報告第 14 号 平成 26 年度武雄市一般会計継続費精算報告書について補足説明を申し上げます。

議案書その 2 の 3 ページをご覧いただきたいと思います。

3 ページにかかげております報告書のとおり、3 つの事業につきまして、それぞれ継続費を設定し事業を実施しておりましたが、平成 26 年度をもって事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令 145 条第 2 項の規定に基づき、報告するものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願い申し上げます。

議長／報告第 14 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

報告第 14 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 31 報告第 15 号 平成 26 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

中野企画財政部長

中野企画財政部長／報告第 15 号 平成 26 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書その 2、4 ページをご覧ください。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものであります。

5 ページをご覧いただきたいと思います。

きょうの第 1 項の平成 26 年度武雄市健全化判断比率についてご説明申し上げます。

まず、実質赤字比率につきましては、普通会計の実質赤字が***財政規模にしめる割合を示すものでありますが、一般会計と土地区画整備事業特別会計をあわせた普通会計にお

いては、実質赤字がなかったために実質赤字比率が算定されませんので、***といたしているところでございます。

なお、実質赤字比率にかかる早期健全化基準につきましては、その団体の財政規模により算定され、本市の場合は12.9%となっております。

この早期健全化基準以上になりますと、財政健全化計画を策定し計画に基づく財政健全化を実施することになります。

次に、全ての会計を実質赤字額が標準財政規模にしめる割合を示す連結実質赤字比率につきましても、連結実質赤字額がありませんでした。

次に、公債費及び公債費に準じた経費が標準財政規模にしめる割合を示す実質公債比率は、本市の場合8.7%で、早期健全化基準25%を下回っているところでございます。

次に、地方再生高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模にしめる割合を示す将来負担比率は13.5%で、早期健全化基準350%を下回っているところでございます。

次に、第2項の平成26年度武雄市公営企業資金不足比率であります。資金不足が事業規模にしめる割合を示す資金不足比率につきましては、いずれの会計においても資金不足**がありませんでした。

この資金不足比率が20%以上になれば、経営健全化計画を定め、計画に基づく経営の健全化を実施することになります。

以上で報告第15号の補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長／報告第15号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>なし

質疑をとどめます。

報告第15号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうも、お疲れ様でした。